



原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則1	<b>【基本理念】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすとともに自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するためにの理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行なうべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
補充原則2	<b>【不利益権】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
<b>【金融商品の組成時の対応】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。		非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注2	並びに商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。 その際、商品を購入すべきでない顧客(例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が複雑な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるか組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。 また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行なうべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
<b>【金融商品の組成後の対応】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しに用いるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製版全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。		非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている附加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併せ、線上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、よい良い金融商品を顧客に提供するための観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からのお問い合わせや返却状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者がから導られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なうべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先とも連携すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
<b>【顧客に対する分かりやすい情報提供】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行なうべきである。		非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対して、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要なとなる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2024年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ

### 【照会先】

部署	株式会社保険デザイン 経営管理本部
連絡先	06-7664-9292